

江戸川区国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免に関する事務取扱要領

平成 23 年 4 月 1 日施行

(趣旨)

第1条 この要領は、江戸川区国民健康保険条例(昭和 34 年 11 月江戸川区条例第 18 号。以下「条例」という。)第9条に規定する一部負担金の徴収猶予及び減免に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(徴収猶予)

第2条 一部負担金の支払の義務を負う世帯主又は世帯員(以下「世帯主等」という。)が、次の各号のいずれかに該当したことにより、一時的に生活が困難となり、一部負担金の徴収を猶予する必要があると認められるときは、当該世帯主の申請により、6箇月以内の期間に限って一部負担金の徴収を猶予することができるものとする。

- (1) 震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害により死亡し、若しくは心身に障害を受け、又は資産に重大な損害を受けたとき。
- (2) 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、又はこれに類する理由により収入が著しく減少したとき。
- (3) 事業又は業務の休廃止、失業等により、収入が著しく減少したとき。
- (4) 前各号に掲げる事由に類する事由があったとき。

(減免)

第3条 世帯主等が、その利用し得る資産、能力の活用を図ったにもかかわらず、前条各号のいずれかに該当したことにより、著しく生活が困難となり、一部負担金の減免を行う必要があると認められるときは、当該世帯主の申請により、一部負担金を減免することができる。

- 2 減免の期間は、療養に要する期間を考慮し、原則として3箇月以内とする。ただし、療養に要する期間が長期に及ぶとあらかじめ見込まれるものについては、当該世帯の生活実態に留意しつつ、生活保護の相談等適切な福祉施策の利用が可能となるよう連携を図るものとする。
- 3 3箇月を超えてなお減免を必要とするときは、当該世帯主が減免期間終了前に再度申請をすることにより、区長は、前項の規定にかかわらず、病状等を勘案のうえ、更に3箇月の期間内で減免することができる。

(徴収猶予及び減免申請の手続)

第4条 徴収猶予及び減免の措置を受けようとする世帯主は、国民健康保険一部負担金減額・徴収猶予・免除申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、あらかじめ区長に提出しなければならない。

- (1) 医療費概算表
- (2) 世帯主等で事業所に勤務する者がある場合は、その者の給与証明書及び給与外収入等申告書
- (3) 前号以外の場合は、収入・無収入申告書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(申請書の調査等)

第5条 区長は、前条の申請があったときは、これを調査し、申請の事由が事実と相違ないことを確認するものとする。

この場合において、必要があると認めるときは、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第113条の規定に基づき、区長は、当該世帯主に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は職員に当該世帯の資産、経済状況等について質問をさせることができるものとする。

(徴収猶予及び減免における「生活困難」の認定)

第6条 第2条及び第3条における「生活困難」の認定については、原則として、次項に定める当該世帯の実収月額を、当該世帯及び世帯員について、「特別区国民健康保険に係る一部負担金・保険料の徴収猶予及び減免の基準額について」の別表(以下「別表」という。)で定める基準額に相当する額の合算額(以下「基準生活費」という。)と、一部負担金支払所要額を合算した額とを比較して認定を行うものとする。

- 2 前項における実収月額は、給与収入の場合にあっては、当該世帯の世帯員の基本給、家族手当、地域手当、通勤手当等の給与額に、恩給、年金、家賃、間代、仕送りその他の収入を加えた額から、所得税、住民税、健康保険料(国民健康保険、船員保険及び共済組合等の保険料を含む。)、厚生年金保険料、雇用保険料、労働組合費、通勤費等の合算額を控除した額とし、事業収入の場合にあっては、売上金、家賃、間代、損料、農業収入、恩給、年金及び仕送りその他の収入等の総収入額から、収入上必要な経費として、材料費、仕入代、交通費、諸税その他の経費等の合算額を控除した額とし、給与収入者のうち、住込等により食費など現物給付を受けている場合にあっては、当該住込者につき別表による生活費基準表A(第1表)に定める相当額を収入に加算して算定する。
- 3 当該世帯の預貯金の額は、基準生活費の3箇月分に相当する金額以下とする。

(減免割合の算定)

第7条 一部負担金を減免する割合(以下「減免割合」という。)は、減免の対象となる一部負担金額の2割、5割、8割、10割とし、次の算式により算定した減免割合が、2割以下の場合は2割、2割を超え5割以下の場合は5割、5割を超え8割以下の場合は8割、8割を超えた場合は10割とする。

- (1) 実収月額 - 基準生活費 = 医療費充当額
- (2) 一部負担金所要額 - 医療費充当額 = 一部負担金減免額
- (3) 一部負担金減免額 ÷ 一部負担金所要額 = 一部負担金減免割合

(一部負担金の減額・徴収猶予・免除の決定通知)

第8条 区長は、第4条の規定による申請に対して、一部負担金の徴収猶予又は減免の決定を行ったときは、決定通知により速やかに当該世帯主に通知するものとする。

(徴収猶予又は減免措置の取消し)

第9条 区長は、一部負担金の徴収猶予の措置を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その措置を変更し、又は取り消すとともに、その旨を当該者に通知するものとする。この場合において、区長は、当該一部負担金の全部又は一部を一時に徴収することができるものとする。

(1) 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したことにより、徴収猶予を行う必要がなくなったと認められるとき。

(2) 一部負担金の納入を不当に免れようとする行為があったと認められるとき。

2 区長は、虚偽の申請その他不正の行為により、一部負担金の減免の措置を受けた者があった場合において、これを発見したときは、直ちにその措置を取り消すことができるものとする。この場合、区長は、直ちに減免の措置を取り消した旨を当該世帯主及び関係保険医療機関等に通知するとともに、減免により支払を免れた一部負担金を、当該世帯主から徴収するものとする。

(様式)

第10条 この要領の施行について必要な様式は、別に定める。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、一部負担金の徴収猶予又は減免に係る事務の取扱いに関し必要な事項は、別に健康部長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。

(江戸川区国民健康保険一部負担金の徴収猶予及び減免事務取扱要領の廃止)

2 江戸川区国民健康保険一部負担金の徴収猶予又は減免事務取扱要領(平成9年12月適用)は、廃止する。